

〔安齋隨筆 前編六〕キンチャウして誓 土佐國儒士箕浦右源治問云、武士誓キンチャウすると云ふ事は如何、貞丈答へて云、大小刀をぬいて打ち合せて誓ふ事なり、又問云、此事古代よりありや、答曰、古書に所見なし、信長秀吉の頃以來、武士の大小を帶する風俗也、しより、其の事ある歟、又問云、キンチャウと云ふ文字は如何、答へていふ、古代此の事なし、漢土にもなき事なれば、可然字もなし、大小の刀を抜き、兩刀を打ち合する事なれば、金打キンチャウと書くなり、金と金とを打ち合するといふ義なり、亦問、金打する意は如何、答云、もし誓約に違はゞ、如此大小刀を打て、打折りて、二度大小を帶せざる身と成るべしと誓ふ事なり、

〔甲陽軍鑑 九上 品第二十三〕信州平澤大門到下等合戰之事

然れば晴信公御母方の伯父、穴山殿三病を御煩にて筋骨をいたみ給ふ故、略中晴信公仰らるゝは、留主居なくして不叶事なれば、そなたは心易き人といひ、病中と申、さて我等討死におひては、當年五歳になる太郎をもちたて給ふべしと仰らるれば、穴山伊豆守申され候は、尤それはさる事なれども、留主居には甘利備前、飯富兵部手負申て候へ共、さのみ深手にてもなく候へば、此兩人しかも人數たくさんに罷有、其上、郡内の小山田方へも我等只今飛脚をさしこし候、跡に思召おかるゝ事は、少もこれ有間敷候、就中某煩なれば、行がけの駄賃とやら、下劣の申は是なり、若屋形様の身に替申べしとて、金打きんぢやくをはり、誓文ちかぎりをなされ、無二に先懸をあそばす、略下

指切

〔嬉遊笑覽 六下 兒戯〕又小兒いさかひなどして、中なほり、互に小指を曲て引かくるを、心とけたる験とす、これを指きりといふもをかし、戀路に指を截るを、いかに心得てしそめしか、指きりは西武獨吟月の出てと、又はやくそく指きりをする、ゆひくびが露涙、自注に、約束にゆびきりを付るなり、ゆびくひの女は源氏は、きゞの巻にあり、後撰夷曲集ゆび切や地獄の釜へほつたりとおちよ、うと云は二世のけいやく、安勝この歌行風が旁注に、童口遊詞とあり、又小兒約束をして違へじ